



にしはら

2014
No.506

4



内間御殿のそばで咲くコスモス

嘉手苅自治会の住民のみなさんが10月に種を植え、世話をして咲かせました。
「来年はもっとたくさん、きれいな花を咲かせたい」と考えているそうです。

町の世帯・人口 平成26年2月28日現在

人口	男	17,680人
	女	17,567人
	計	35,247人
世帯数		13,616世帯
特定健診の受診状況(平成26年2月末日現在)		
受診率		31.7%
平成25年度受診率目標		40%
目標まであと		629人

今月のトピックス

- 平成26年度施政方針 2
- 住民票の異動(変更)届 10
- 口座振替のご案内 11
- 西原町日常生活圏域ニーズ調査 12
- 西原町役場新庁舎 16
- 介護保険に関するお知らせ 18
- 平成26年度特定健診・特定保健指導 20
- 平成26年度あがりティード&ナイトウォーキング 22
- 狂犬病予防注射のお知らせ 23
- 保育料についてのお知らせ 24
- 病後児保育事業 24
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込 25
- 西原町じどうかん・ファミリークラブ募集 25
- 就学援助希望者の申請について 27
- 西原町中学生海外短期留学の参加者募集 27

ひがしゅんちよう 比嘉春潮顕彰碑 場所も石碑も新しくなりました

沖縄の歴史、民俗に関する研究者、比嘉春潮の功績をたたえるために西原町立図書館の敷地内に建立していた顕彰碑が、敷地内の別の場所に移設されました。

比嘉春潮は明治16年、西原間切翁長村(現在の西原町字翁長)生まれ。沖縄の歴史、民族の研究に偉大な足跡を残し、戦後の沖縄研究の基礎を築いた研究者です。顕彰碑は平成18年に「比嘉春潮顕彰碑建立期成会(当時)」が中心となって、図書館駐車場のそばに建立されました。しかし当初から、町出身の比嘉春潮の功績をより深く町民に知ってもらいたいという関係者の思いから、図書館敷地の芝生広場に設置したいという要請がありました。その要請をもとに検討した結果、今回の移設に至りました。

移設にあたっては「比嘉春潮全集未収録論考等調査刊行委員会」が移設にかかる費用の全額、336,000円を寄附。この財源は、平成18年の顕彰碑建立にあたって募られた寄附の残金を引き継いだもので、数年来の願いが晴れて実現しました。

2月19日には同委員会の共同代表を務める由井晶子さんなど、関係者が町立図書館を訪れ、移設費用の寄附金を贈呈しました。

また、顕彰碑の石材が老朽化していたため、(合)沖縄関ヶ原石材が顕彰碑を新調。約40万円相当の資材の提供と加工を無償で引き受け、提供しました。



町立図書館の広場に顕彰碑が移設されました



左から新垣和則生涯学習課長、小橋川明教育長、由井晶子さん、新川明さん、三木健さん、新島佑国図書館長



全天候型グラウンドになった陸上競技場

西原町民陸上競技場 トレーニング室 (町民体育館内)

楽しくトレーニングをして、
こころとからだの健康を
目指しましょう!

勝にも優しく
ジョギング・ウォーキングに最適!



☆トレーニング室に設置された新機種☆



今までなかった太ももを鍛える器具



ストレッチ効果のある音波振動マシン



二の腕を鍛える器具



人気の高い有酸素運動マシンの1台増設

その他にも、体幹を鍛える器具などが新設されています。ぜひご利用ください。

トレーニング室
(町民体育館内)

利用時間 月～金 9:00～21:30 (12:00～13:00は閉室)
土・日 9:00～17:00 (12:00～13:00は閉室)
※祝日は休み

利用料金 1回につき100円

お問い合わせ 西原町民体育館事務室 945-8095

町民の目線に立ち、 町民本位の町政を

3月4日の平成26年第2回西原町議会定例会で、上間明町長が述べた平成26年度施政方針は次のとおりです。

1 はじめに

本日、平成26年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本となる平成26年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、世界経済は経済協力開発機構（OECD）の発表によると米国は雇用も改善、底堅さが鮮明になり、ユーロ圏もプラス成長に回復しつつあるとされています。日本経済に目を向けると、安倍晋三首相は、景気回復の足取りが早い経済状況を背景に「経済の好循環」を打ち出し、地域への浸透と賃金アップ実現を強調しています。4月からの消費税アップによる不安材料はありますが、2008年のリーマンショックから立ち直り、安定成長することができるかが問われています。

一方、本県においては、普天間基地移設問題やオスプレイ配備問題で揺れる中、平成25年1月28日に県議会各派、全41市町村長・議長らが署名し、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去・県内

移設断念を求めた「建白書」を安倍晋三首相に提出しました。しかしながら、沖縄県知事は昨年暮れ、県外移設の県民の声に反し申請していた名護市辺野古沿岸部への埋め立てを承認しました。このような中で私たち沖縄県民は、今一度過去の悲惨な差別と抑圧の歴史を振り返り、

沖縄の子どもの未来のために、建白書の原点に立ち返り、オール沖縄の精神を構築していくことが求められております。また、新たな沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）制度がスタートし3年目を迎える中で、最も厳しい本町の財政状況を勘案しつつ一括交付金を活用し、まちづくりの指針となる「まちづくり基本条例」の理念を活かした町民協働の「文教のまち西原」の実現が求められています。

私は、町長就任から2期目の2年目を迎え、改めてその責任の重さを痛感しており、今後とも初心を忘れることなく町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち、町民本位の町政」を基本理念に、
一 平和なくして町民福祉なし
一 平和がすべての原点
一 町民が主体の「協働参画の

まちづくり」の推進
一 町民の税金を大切に使う予算執行

一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくりを基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、時代は大きな変革の時を迎えています。国も、特に21世紀初頭の3大潮流と言われる「グローバル化・世界大競争」「少子・高齢化」「高度情報化」の波を受けて、その政策のあり方が問われています。私たち自治体の自治の理念が問われています。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識の下に行政改革を推進し、財政の健全化、効率化を図り、西原町の確かな未来を創造してまいります。
平成26年度の予算編成は、極めて厳しい財政状況にあります
が、
（1）庁舎移転準備事業
（2）（仮称）琉球大学との包括連携に向けた協定書の締結
（3）第7回西原町の産業まつり

（4）農水産物物流通・加工・観光拠点施設整備事業

（5）東崎兼久線街路整備事業

（6）兼久・仲伊保線道路整備事業

（7）森川3号線橋梁架替整備事業

（8）我謝白川原地区道路整備事業

（9）坂田小学校校舎危険建物新増改築事業設計委託業務

（10）西原南幼稚園新増築工事

（11）児童生徒の派遣費補助事業

（12）教育情報化支援事業（一括交付金）

（13）国指定文化財「内間御殿整備事業」

（14）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）増設

（15）子ども・子育て支援計画画策

（16）西原南小学校区への三世交代交流施設建設用地取得及び基本設計委託事業

など、主な事業をはじめ、諸施策について予算編成しました。

以上、町政運営の基本姿勢及び平成26年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

2 執行体制と 行財政の確立

執行体制については、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲や一括交付金などにより、事務事業、行政需要は年々増大しています。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲や一括交付金への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、コンプライアンスやマナーの向上等に努め、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりを努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員のスキルアップと人材育成など一層の資質の向上と職場の活性化に向けて取り組みます。

本庁舎は、建築から46年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービスの面で不便をきたし、建て替えが喫緊の課題でありましたが、このたび庁舎、町民交流センター（さわふじ未来ホール・保健センター・地域防災センター・町民広場及び町民ギャラリー・公文書資料室）か

ら構成される複合施設として完成いたしました。これまで以上に町民の安全安心を守り、住みよいまちづくりの拠点として運用してまいります。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。さらに、課題となつている町有地については、財源確保の観点から積極的に処分に向け取り組みます。

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報正しく迅速に伝達するとともに広く町民の声を聴取し、行政と町民が情報を共有することです。

広報活動の柱でもある広報にしろは、町民により親しみの持てる広報紙を目指して紙面の充実を図ってきたところですが、今後とも内容の充実・改善に努めます。

ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンなどのウェブコンテンツ、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、多様なツールを通じた広報を目指すことで町民の利便性の向上

に努めるとともに、内容の充実強化を図ります。

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に推進します。さらにEメール、町民アイデア箱、窓口相談員等の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

平成26年度の地方財政は、高齢化等により社会保障関係経費の大幅な増や公債費が高い水準で推移するなど、益々厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保は、最重要課題であります。自主財源の大宗をなす町税については、引き続き未申告者に対する申告勧奨や実地調査などを行うとともに、県税・国税との連携を強化し、課税客体的確かな把握に努めます。

また、4月からの消費税増税に伴い、町税の滞納が増えることが予想されることから、税の公正、公平性の観点を踏まえ悪質な滞納者に対しては滞納処分を行い、それでも納付に至らない場合は、不動産公売やタイヤロックなどを実施し滞納整理を

より一層強化します。

納税者の利便性の向上と収納確保に努め、引き続き町民税・固定資産税・軽自動車税のコンビ二収納を円滑に運用します。歳出面では、人件費などの義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための事務事業の総点検を実施し、効率的な財政運営に努めます。

次に、平成26年度主要施策の概要について、まちづくり基本条例で定められた4つの基本方針に沿ってご説明申し上げます。

3 「平和で人間性豊かなまちづくり」の推進

（1）平和事業の推進

去る大戦では10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、未だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、

平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、町平和事業推進委員会を充実させるとともに、今年度も6月を平和月間として設定し、平和音楽祭、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習や戦争体験証言集「平和への証言」を活用しての平和教育など各種平和事業を推進して一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現を目指します。

また、平成16年の沖国大へのヘリ墜落事故後、米軍普天間飛行場への飛行ルートが変更され、軍用機の騒音、平成24年10月米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが普天間飛行場に配備され、町民からの苦情が増えています。基地問題は、今後さらに紆余曲折することが予想されますが、イデオロギーを乗り越え、県民（町民）の心をひとつにして、基地問題解決を求める主張を続けていかなければならないと考えております。

（2）地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切であります。そこで、活力

家庭教育学級の充実を図ります。放送大学の情報も積極的に提供します。

（7）スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達に資することともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に因應するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用に取り組みます。また、町民の健康づくり・体力づくりを関係機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、さわやか杯中学生バレーボール大会を誘致するとともに、ビーチバレーボール大会、少年野球教室を開催します。また、一括交付金を活用し整備した西原町民陸上競技場を生かし、プロサッカーチーム等のキャンプ誘致を図っていきます。

（8）青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化して

に満ちた明るく住みよい地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、一般コミュニティ助成事業により小波津団地自治会へ助成を行います。さらに手づくりのまち原材料助成事業を引き続き実施します。

（3）男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的、体系的な事業執行に努めてきました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会などへ積極的な登用を図り、県下でもトップレベルの登用率を誇っています。第三次西原町男女共同参画計画「さわふじプラン」に基づいて、さらに、女性に対する暴力（DV）の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

（4）学校教育の充実

教育の推進にあたっては、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児児童生徒の健全な成長に向け、本町の教育目

いく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の問題行動や集団飲酒など厳しい状況下にあります。今後とも、問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。

（9）文化事業の推進

近年、町の文化振興施策や町文化協会など文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっています。今年度も、伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和とまちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業などを活用して地域伝統芸能の保存育成を支援します。

内間御殿については、昨年度、内間御殿保存管理計画及び整備基本計画の策定を終了していますので、それに基づいて年次の整備していく予定です。また、地域とも連携しながら内間御殿の復元に向けての環境づくりに

標の達成をめざして国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう学習環境の整備に努めます。また、町教育施策並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

学校教育においては、学習指導要領を踏まえ授業時数を確保し、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育、電子黒板等を活用した教育情報化支援の推進充実を図ります。昨年度同様に、今年度も町内小・中学校に学習支援員を派遣し児童生徒の学力向上に取り組みます。特別支援教育については、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し児童生徒への支援を行っています。引き続き派遣し、特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対しても、引き続き預かり保育を実施します。

さらに、幼稚園入園料及び保育料の口振振替の推進や徴収体制を強化し、徴収率向上に努め

努めます。今年度も文化財ガイド養成講座を開催し、町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

次年度の尚円王生誕600周年に向けて、記念事業検討会議を設置し、取り組みます。



発掘調査が進む内間御殿

（10）町民交流センターの設置及び利活用の推進

新庁舎とともに建設された複合施設は、町民交流センターとして町民の文化・芸術活動・健康づくり及び防災の拠点として設置されます。町民交流センターには、さわふじ未来ホール・保健センター・地域防災センター・町民広場及び町民ギャラリー・公文書資料室の施設があり、町民に親しみやすい利活用を図ります。

いじめ、不登校問題の解消については、教育相談員による充実強化を図るとともに、スクールカウンセラーを活用し学校支援に努めます。

地域の教育力を活用して今年度も学校支援地域本部事業を展開します。

沖繩キリスト教短期大学及び沖繩キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、教育活動の充実発展に取り組みます。

（5）学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安全・安心な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、滞納者への督促状・催告書の送付や、口座振替を促進するとともに、学校、PTAと協力して給食費納付についての啓発活動を行い、徴収率向上に努めます。給食費等滞納整理嘱託員の配置により滞納整理が進んでいますが、依然として学校給食費の滞納繰越

（11）国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、引き続き、町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学などの留学生との交流を図ります。

4 安全・環境・保健・福祉

（1）交通安全施設の整備と安全教育の推進

住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」、「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

（2）消防・防災体制等の確立

消防・防災につきましては、災害はいつどこで発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、町民の生命や財産の保護を具体的に、実践的に対応できるように東部消防組合と連携・強化に取

額が莫大な額になっていることから、悪質な滞納者については、町債権管理条例に基づき法的措置等を執ることも検討し、その圧縮に努めます。

（6）生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、生涯学習の拠点として、多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めます。

また、今年度もブックスタート事業を推進し、一人ひとりの赤ちゃんと絵本を手渡し、読み聞かせをしながらスキンシップを図ることにより親子のふれあいが深められるよう取り組みます。

中央公民館においては、各種事業や講座などの拡充を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における

り組み、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

（3）環境保全対策の推進

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水などによる河川の水質汚濁、増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガスなどによる大気汚染など、多種多様化しています。このようなかた、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。今年度は、事業所用ごみ袋の超特大（90ℓ以上）の利用を可能にし、事業所等の指定ごみ袋利用の徹底と家庭用ごみ分別マニュアルの全戸配布を行い、更なるごみ減量化への取組みを行うと同時に、生ごみ処理機購入補助、環境美化・清掃活動、ごみのリサイクルなどを促進し、意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。一般廃棄物処理基本計画に基づき、生ごみの堆肥化と企業系ごみの減量化などを含め、さらなるごみの減量化に努めます。また、し尿等処

下水道放流施設建設及び最終処分場建設に向けて取り組みます。

不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施するとともに、循環型社会の取組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

さらに平成25年7月1日から施行された町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題について、計画段階から町への届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで、町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境の保全に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、西原町墓地等の経営許可等に関する条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と

調和がとれるような無秩序な開発防止に努めます。



事業所を訪問し、ごみの減量化への協力要請を行っている。

(4) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全で安心な水道水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要であります。本町は、送配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきましたが、今後、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートを優先的に耐震化するなど、なお一層の充実を図ります。

(5) 下水道事業の充実

の充実強化に努めます。さらに、平成24年より本格実施した与那原町、中城村と連携しての三町村広域のファミリーサポートセンター事業のさらなる充実を図ります。

小児の医療費については、引き続き入院費の助成対象を、乳幼児から中学校卒業まで行い、児童生徒の保健の充実を図り健全な成長を支援します。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、認可、認可外を問わず保育園や幼稚園、小中学校など関係機関を対象に研修会を開催し関係機関職員のスキルの向上を図るとともに、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、適切な支援を行います。

母子父子家庭については、引き続き母子父子家庭等医療費助成を行い、児童扶養手当により、ひとり親家庭への自立支援を行ってまいります。また、西原町母子寡婦福祉会補助金を交付し、

かに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町次世代育成支援行動計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、さわふじ保育園の新築移転により3歳未満児の入所定員を拡大します。

保育の充実として、心理士による保育園への訪問指導により発達に気になる園児やその親、保育士への支援に努めます。また、県内で初めて昨年度途中より実施している認可外保育施設に対する巡回による事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を図ります。

児童健全育成については、西原南小学校区への三世代交流施設（仮称）の用地取得および建設の基本設計に着手すると共に、児童館や放課後児童クラブなど

下水道事業については、我謝翁長、棚原地内などにおける面整備の拡大を図ります。引き続き「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取組みと、未接続世帯に対する個別訪問を行うなど広報活動の強化、公共下水道接続促進補助金の交付を行い早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

5 「健康と福祉のまちづくり」

(1) 成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の温床である肥満と慢性腎臓病対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努め、引き続き個別検診を取り入れ、受診しやすい環境づくりに努めます。

高齢者の健康を守るため、平成23年度より任意接種として実施してきた高齢者肺炎球菌ワクチン接種の定期接種を円滑に進

め、健康長寿をめざします。

また、総合的な健康づくりの取組みとして、「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に「町民減量革命」を推進し、あがりティードアウォーキングを引き続き実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を行い支援体制の充実を図ります。



毎月実施している「あがりティードアウォーキング」

(2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目

的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、今年度も引き続き国保財政の安定化を図り、健全な事業運営に努めます。

(3) 母子保健事業の推進

町次世代育成支援行動計画に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。また、乳幼児健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。

さらに、感染症予防や、はしか0（ゼロ）をめざすなど、疾病予防に努めます。

(4) 児童・母子（父子）福祉の推進

次世代を担う子ども達が健や

会の育成を図ります。

さらに、保育士の処遇改善に取り組み認可保育園に対して補助を行う保育士等処遇改善臨時特例事業についても、引き続き支援に努めます。

(5) 地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も町社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業を支援し、地域福祉の向上に意欲的に取り組みます。また、平成24年度同協議会で策定された第3次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会など、小地域ネットワーク事業の拡充に向けて支援します。

(6) 高齢者福祉の充実

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2012」に基づき、各種高齢者福祉サ-

ビスの充実強化に努めます。

高齢者がいきいきとしたライフステージを実現できるよう健康づくりと生きがい対策を図り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちの実現を目指します。

また、できる限り要支援・要介護に陥ることなく、その人らしい生活を持続することができるよう地域包括支援センターの相談事業の充実や連携、さらに、いいあんべーや一家、及びいいあんべー共生事業の拡充を図り、引き続き介護予防事業を積極的に推進します。

介護保険事業は、第5期介護保険事業計画に基づき、今年度は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を一か所増設します。これまで同様保険給付費の適正化に努めます。

豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を生かすことが大切です。そのため、引き続き町老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金を交付し、今後とも希望に満ちた社会参加を進めるための支援に努めます。

(7) 障害者（児）の福祉

全ての人が個人として尊重さ

れ、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要であります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、昨年度は、障害者自立支援法が障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に変わりました。今年度はその法律に基づき、「障害程度区分」が「障害支援区分」へと見直しされます。ここ数年障害者（児）を取り巻く制度が目まぐるしく変わってきていますが、障害があっても町民が暮らしやすい社会をめざして策定された町障害者計画「ほのぼのプラン2012」及び「町障害福祉計画」に基づき、各種の生活支援の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、沖縄県福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、障害者優先調達推進法の広報周知に努めます。また、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行います。

障害者の虐待防止については、その法律に基づき、虐待防止対策事業の充実をはかることで障

害者を虐待から守り、擁護者に必要な支援を行います。
小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を継続し、経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図ります。

精神保健福祉事業については、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

自殺対策緊急強化事業は、自殺予防対策強化のため、ゲートキーパー養成講座等の開催を継続し、地域で予防活動を展開できる人材の育成に努めます。

また、平成24年1月より導入している臨床心理士を配置して、町立や認可保育園及び認可外保育施設等を巡回しながら、就学前の早い段階から発達に気になる子に対して現場の保育士や保健師、そして保護者と相談・助言を行い、保育や育児への支援をしていきます。

6 「豊かで活力のあるまち」

(1) 農業の振興

本町農業の基幹作物であるさとうきびは、生産者の高齢化や担い手の減少及び台風による被害等、厳しい状況にあります。さとうきび増産を図るため、優

良種苗の普及や古株更新の奨励、病害虫防除、機械化の推進等に取り組みとともに、西原町さとうきび生産組合をはじめとする関係団体と連携を強化し、生産の向上に努めます。

園芸作物については、収益性の高い品目の栽培、品質の向上と安定出荷を推進するため関係機関や団体と連携を強化するとともに、農業施設補助金や農業購入補助金を交付し園芸農業の振興を図ります。また、毎年台風等による農作物の被害を解消するために、園芸施設の導入推進を図ります。

畜産業は、セリ価格が少しずつ回復の兆しは見られるものの、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。そのような中、昨年11月に開催された県畜産共進会において、本町からの出品牛が優秀賞に選出されたのは快挙でありました。

また、山羊生産農家において、昨年1月に家畜人工受精師が誕生し、町の山羊生産振興に弾みがつきました。今後の生産拡大の推進に取り組みます。

町では、畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射などを実施するとともに、農家の所得向上を図るため、関

係機関の協力のもと、農家の飼育技術向上に取り組みます。
今後の農業振興にあたっては、遊休農地の解消及び担い手の育成・確保が重要であります。

現在、町耕作放棄地解消対策協議会及び農業委員会並びに関係機関連携のもと、(株)農業生産法人西原ファームにおいて、耕作放棄地が徐々に再生され農作物の生産に活用されているところです。引き続き耕作放棄地再生に向け取り組みます。

農水産物流通・加工・観光拠点整備事業については、十分な議論を重ねたうえ設置場所や規模の検討を進めます。また、国の食と農林漁業の再生のための基本方針に基づき、人・農地プランを充実させ、新規就農者の育成に努めます。さらに、学校給食への地場農産物の利用拡大を含めた地産地消の推進を図り、地域農産物の消費拡大に努めます。

(2) 水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合及び西原支部との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのた

め、船だまり整備などの課題事項についても県と協議のうえ取り組みます。

(3) 林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は、施肥保育、雑草下刈り、デイゴヒメコバチ防除、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4) 商工業の振興

商工業の振興については、町商工会との連携を強化しつつ、6次産業化に向けた農商工連携の推進に努めます。

また、小那覇工業専用地域や東崎商業地域などへの企業誘致企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用など引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢については、依然として深刻で厳しいものがあります。町としても、これまで雇用サポートセンター開所以来、町民の雇用機会の創出・拡

と連携を図り、国指定文化財

「内間御殿」など、町内の地域資源の発掘と活用、地場産品の開発に努めます。また、沖縄県が検討している大型MICE施設のマリントウン地区への積極的な誘致に努め、本町の更なる活性化と東海岸地域の観光拠点づくりを推進します。

(5) 道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図り、課題事項の道路・排水路整備を進めます。

今年度は、継続事業として小波津川北線・南線や兼久・仲伊保線、森川翁長線、東崎兼久線、森川3号線(橋梁架替)、我謝白川原線の整備に取り組みます。道路及び排水の維持管理については日常的な巡視を強化するとともに、道路ストック総点検の中で老朽化した土木施設の修繕計画を立てていきます。

また、洪水の防止・防災対策の強化に向けて、小波津川ハザードマップの作成や雨水利用促進助成を図るとともに地域の安全・防犯を強化するため防犯灯の拡充を図ります。

国、県事業については国道329号与那原バイパス(西原区

間)や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津川河川改修事業を連携して推進します。

(6) 都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、土地利用の誘導を図るとともに、引き続き市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。今年度は、小那覇マリントウン線沿道用途地域変更、東崎準工業地域地区計画決定、シンボルロード都市計画決定及び引き続き西原町景観計画策定に取り組みます。

マリントウン地区では、西原さらさらビーチ、東崎公園、東崎都市緑地が多く町内外の利用者で賑わっています。さらに町内外からの集客や観光客を誘引するため、隣接する商業用地の早期処分を積極的に推進します。

公園事業については、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用し遊具等の更新、改築に取り組み、公園の維持管理に努めます。

上原棚原土地地区画整理事業については、今年度は換地処分の公告に向け、新地番や清算金等の説明を地権者に行います。

7 おわりに

平成26年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成しています。

(1) 内の数字は対前年度当初比率です。

(1) 一般会計歳入歳出予算案
11,708,000千円 (△7.3%)
歳出予算案
4,862,101千円 (1.8%)
(2) 介護保険特別会計歳入歳出予算案
1,933,676千円 (10.0%)
(3) 土地地区画整理事業特別会歳入歳出予算案
540,267千円 (2.3%)
(4) 公共下水道事業特別会計歳

入歳出予算案

755,620千円 (△2.8%)

(6) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案

201,136千円 (6.9%)

(7) 水道事業会計予算案については、収益的収入943,550千円、収益的支出891,762千円、資本的収入23,842千円、資本的支出125,958千円で資本的収入が資本的支出に対し不足する額102,116千円については、損益勘定留保資金等で補てんします

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめていますので、予算案と併せてご参照ください。

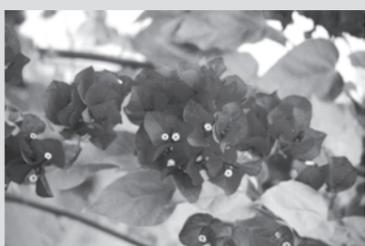
以上、平成26年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位並びに町民皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月4日

西原町長 上間 明



昨年11月に開催された「大型MICE施設マリントウン地区誘致住民大会」



町花ブルーゲンピリア



町木ガジマル



町花木サワフジ(さがりばな)

口座振替をご活用ください！

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

口座振替のお申し込みは…

口座振替のお申し込みは下記の金融機関で、金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当課窓口で配布しています。

お問い合わせは

各種お問い合わせは、各収納担当課窓口まで

- 総務部税務課 ☎ 945-4729
- 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
- 福祉部福祉課 ☎ 945-5311
- 福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
- 教育部教育総務課 ☎ 945-5039
- 教育部教育総務課学校給食共同調理場 ☎ 945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

口座振替日は各期25日(25日が休みの場合は翌営業日)となります。

詳しくは下記の納期限一覧表でご確認ください。

記帳文言一覧表

口座振替を行った際、通帳に記帳される文言の一例です。金融機関によって多少、文言は異なります。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニハラチョウビノイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニハラシヤンゼノイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニハラケイジノイ
国民健康保険税	西原町国保税	ニハラコクホノイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニハラカイゴノホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニハラコキキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニハラキョウシヨクビ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニハラヨウホイク
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニハラヨウアズカリ

～平成26年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表～

種 目	納 期 限 (口座振替日)							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	9/1	10/31	2/2				
固 定 資 産 税	4/30	7/31	12/25	3/2				
軽 自 動 車 税	6/2							
介 護 保 険 料								
国民健康保険税	7/31 (7/25)	9/1 (8/25)	9/30 (9/25)	10/31 (10/27)	12/1 (11/25)	1/5 (12/25)	2/2 (1/26)	3/2 (2/25)
後期高齢者医療保険料								

種 目	納 期 限											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/12	6/10	7/10	8/11		9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
保 育 所 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10		9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
預 かり 保 育 料	4/21	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

不動産のことなら創業32年の南新物産におまかせください！



おかげさまで「売買仲介実績 1,100 件突破!!」
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産



南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp/Company/>

南新物産 検索

住民票の異動(変更)届について

4月は転勤、就職、入学等により住所を移す方が多くなります。住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう！



正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では総務部町民生活課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行いますので顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード(外国人登録証)・健康保険証等をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字上原〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎届出人の本人確認ができるもの (運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。
※世帯が異なる人(例：県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
※ご不明な点がございましたら、総務部町民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部町民生活課 ☎945-5012

固定資産税(1期分)の納期限について

平成26年度 固定資産税 1期分の納期限は、**4月30日(水)**です。

納め忘れのないよう、よろしくお祈いします。

町税の納付は、口座振替を利用すると便利です。また町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付の期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成26年度各町税目の納期限

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	9月1日	10月31日	2月2日
固 定 資 産 税		4月30日	7月31日	12月25日	3月2日
軽 自 動 車 税		6月2日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

障害福祉サービス利用要件の一部変更について

- 平成26年4月に施行される「障害者総合支援法」により、障害福祉サービス利用要件が一部変更となります。
- ・介護給付サービス（居宅介護・生活介護等）利用時に必要となる**障害程度区分が障害支援区分へ変更**になります。
※これまでの障がいの程度を判断する考え方から、どのくらい支援が必要か判断できるよう、より知的障害・精神障害を持った方の特性に応じて適切に行われるように変更となります。
 - ・重度訪問介護はこれまで「**重度の肢体不自由者**」のみ対象でしたが、「**知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するもの**」が対象者として新たに追加となります。
 - ・グループホームとケアホームサービスが統合され、**グループホームとして一元化**されます。
 - ・地域移行支援はこれまで「**障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障害者**」が対象でしたが、「**入所期間の長期化や高齢化が進んでいる保護施設に入所している障害者**」と「**退所後の住居を確保し、円滑に福祉サービス等につなげることで再犯防止が期待される矯正施設、保護施設等に入所している障害者**」が対象者として新たに追加となります。
詳細については福祉部介護支援課障害支援係までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013



答申を手渡す宮里義久会長（右）

にしはら健康21(第2次)が策定されました

町民の健康づくりに関する施策の計画を盛り込んだ「にしはら健康21(第2次)(西原町健康増進計画)」について、平成26年から10か年の計画内容を審議した「西原町健康づくり推進協議会(宮里義久会長)」が、審議結果を西原町に答申しました。

同協議会は、沖縄県南部福祉保健所の健康推進班長を務める宮里会長のほか、行政、医療、教育機関や町内関係団体などから選任された11人の委員で構成されています。昨年8月29日に町長から諮問を受け、健康寿命の延伸を目指し、地域の実情に対応した計画について審議してきました。

答申を受けた崎原盛秀副町長は「さまざまな健康づくりの課題を抱えているが、行政や関係機関が一体となって環境整備や施策に取り組むたい」とあいさつし、関係者にお礼を述べました。

～にしはら健康21(第2次)の概要～

にしはら健康21(第2次)は、健康日本21(第2次)の市町村計画として位置付けられます。本計画は、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての町民が共に支えあいながら、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなることを目指しています。本計画では、町民の健康増進の総合的な推進を図るために、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症予防、生活習慣病及び社会環境の整備など基本的な方針を示しています。

《にしはら健康21(第2次)は、西原町のホームページから閲覧することができます。》

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

タブレット端末を使って謎を解け! 「謎解きイベント」を開催

一括交付金を活用して取り組んでいる「ICT技術を活用した観光振興・人材育成推進事業」の一環として、2月16日に謎解きイベント「天使金丸の冒険」が西原マリンパークで開催されました。今回のイベントはマリンリゾートのオフシーズンの観光客を誘惑するイベントとして開催されたもので、町内外から約150名が参加しました。

本イベントのために開発された謎解きゲームは、タブレット端末を操作してさまざまなIT技術を使い、マリンパークの施設内を移動しながらクイズを解いていく内容になっています。クイズは西原町の歴史や文化から出題され、参加者は「金丸が役人になるための試験を受ける」というシナリオに沿って、クイズやゲームを楽しみながら西原町について学びました。イベントは3回に分けて行われ、それぞれの成績上位者に対し、タブレット端末や西原町の特産品などの景品が贈られました。また、西原町の観光アプリ「西原べんりナビ」のPRのため、アプリの体験イベントが同時に開催されました。体験イベントには約130名が参加。2月1日に運用を開始したスマートフォン用観光アプリ「西原べんりナビ」のスタンプラリーの機能を体験しました。



西原町日常生活圏域ニーズ調査について

西原町では介護保険事業計画を策定するにあたり、どのような支援を必要としている高齢者が、どの程度生活しているか等、地域の高齢者の課題をよりの確に把握する調査(西原町日常生活圏域ニーズ調査)を行います。

調査の結果は、西原町の介護保険事業計画策定の資料として活用すると同時に、介護予防が必要と思われる方には、西原町及び西原町地域包括支援センターより介護予防教室への案内を行い、みなさまの健康や暮らしに役立てていきたいと考えています。

調査票は、平成26年3月中旬に配布しています。地域の高齢者の情報を正確に整理するため、多くの質問項目を設けていますが、ご協力をお願いします。

記入方法

1. この調査の対象者は、平成26年3月1日現在で65歳以上の方です。
2. ご家族の方がご本人の代わりに回答したり、一緒に回答してもかまいません。
3. 「あなたの？」と尋ねている項目がいくつかあります。この場合「あなた」とは、宛名のご本人を指します。本人以外のご家族が回答した場合でも、宛名ご本人に関して回答してください。
4. 調査票記入後は3つ折りにして、同封の返信用封筒に入れてお送りください。(切手を貼らずに投函してください。)
5. ご質問などがありましたら、お手数ですが福祉部介護支援課までご連絡ください。
6. 介護予防が必要と思われる方には、介護予防教室の案内をさせていただきます。氏名及び住所は必ず記入してください。

※お送りする際に確認をしていますが、お手元に届いた時点で転出や死亡の場合はご了承ください。

※収集した個人情報、調査目的以外には使用しません。西原町個人情報保護条例に基づき、適切な取り扱いを行います。

Q1. 介護保険事業計画って何?

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握して、サービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険事業計画によって、介護保険料も見直されます。この計画は3年ごとに見直しをします。

Q2. 介護予防とは?

介護予防とは、元気な高齢者がなるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにすることです。「自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ない!」と思いませんか。元気なうちから取り組んでいくことで、健康で自立した生活を送るための「健康寿命」を延ばしましょう。

Q3. 介護予防教室では、どんなことをするのか?

西原町では「西原町貯筋クラブ」という教室を実施しています。「西原町貯筋クラブ」では、身体機能などの低下があると判断された方を対象として、自宅でできる運動を中心に口の体操や栄養、認知症予防についての講話などを行っています。身体機能などの低下がないと判断された方についても、いいあんべ一家で各種教室を開催しています。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

西原高校、バレーとバスケットで活躍

第32回小橋川寛杯争奪高校生バスケットボール選手権大会で、西原高校女子バスケットボール部が準優勝に輝きました。また、KBC学園杯第62回全沖縄高校冬季バレーボール選手権大会で、同校の男女バレーボール部がともに準優勝しました。この結果、2月に長崎県で開催された九州大会に出場しました。

また、西原町人材育成会(上間明会長)は派遣費用の一部を助成しています。



チームを代表して助成金を受ける
西原高校女子バスケットボール部(左)と女子バレーボール部(右)

川満さん、女子サッカーの 県選抜メンバー入り!

宇栄原FCでプレーする川満綺さん(西原小6年)が、第21回神奈川女子選抜招待サッカー大会に出場する沖縄県選抜に選出され、2月に開催された同大会に出場しました。



川満綺さん(写真中央)

また川満さんの県外派遣に対し、西原町人材育成会(上間明会長)は派遣費用の一部を助成しました。

老人クラブ連合会が展示会を開催

西原町老人クラブ連合会(屋良朝光会長)が主催する第5回作品展示会が、2月26日から28日の3日間、西原町中央公民館で開催されました。

今回の展示会には、各自治会の老人クラブなど15団体が出品。アクセサリやかばんなどの実用品、切り絵、パッチワークなどの手工芸品のほか、野菜や漬物など、趣向を凝らした約150の手作りの品が並び、訪れる人の目を楽しませました。



まちの話題

小中学校に図書費を寄附

次代を担う町内の若者や青少年の支援に取り組んでいるNPO法人西原町人づくり支援の会(新川武雄理事長)が、町立小中学校6校に対して図書費の寄附を行いました。同法人はこれまで16年にわたって小中学校に寄附を実施しています。

2月27日には西原南小学校で本の贈呈式が行われ、児童を代表して児童会の役員が本の贈呈を受けました。新川理事長は「小中学校の時期に読んだ本は将来まで残る。たくさん本を読んで、大きく羽ばたいてほしい」と児童



絵本を贈呈しました

を激励し、児童会長の新垣隆太くん(6年)は「図書館に行くのがもっと楽しみになりました。一冊一冊を大切にします」とお礼を述べました。

英語と方言が学べる! 中学校に本を寄贈

英語と方言を学ぶために作られた本「FRIENDSHIP」を執筆した比嘉直秀さんが、2月13日に西原町教育委員会を訪れ、町立の2中学校に同書を80冊贈呈しました。

同書は「家族」「からだ」などの単語のほか、日常で使う英会話の和訳を沖縄方言で表現しています。比嘉さんは高校で英語を教えていた経験があり、約3年の期間で書き記したそうです。執筆にあたっては「自分が生活している中で使う言葉を掲載し、方言は努めて敬語で表現した」と説明しました。

贈呈を受けた小橋川明教育長は「本町ではしまくとぅば普及啓発運動に取り組んでおり、徐々に機運が高まっている。授業をはじめ、有効な活用を考えたい」と感謝を述べました。



本を寄贈した、著者の比嘉直秀さん(右)

JAおきなわ西原支店で まつりを開催

JAおきなわ西原支店が主催する「第1回JAおきなわ西原支店まつり」(後援、西原町ほか)が、2月22日に西原町役場駐車場で開催されました。天気にも恵まれたこの日は、多彩なイベントが行われ、多くの方が会場を訪れました。

まつりは西原東中吹奏楽部の演奏で華やかに幕開けしました。販売コーナーでは、町内で生産された農産物や県産和牛、ヤギ汁、牛汁や手作りの加工品などが販売されました。またステージでは愛和保育園の園児によるエイサーや、我謝伝統芸能保存会の獅子舞の演舞のほか、ニガナジュースの早飲み大会、苗の無料配布などが催されました。



映像を通して西原の 「いいね」を見つけよう

映像を通して西原の「いいね」をたくさん見つけ、町の活性化と観光PRにつなげることを目的に、「いいね、にしたら映像祭」が3月2日にサンエー西原シティで開催されました。

このイベントは2部構成で行われました。前半の特別上映会では「にしたら子ども放送局」1期生が制作した動画4本(広報にしたら3月号既報)が上映されました。来場者からは「とても勉強になる」や「シマナーについて初めて知った」などの感想が聞かれました。

後半の動画コンテストでは、多数の応募作品の中からノミネートされた3作品が上映され、上間明町長をはじめとする10人が審査しました。グランプリには「わたしの『いいね!』とつながるまち、西原町」を制作した「フタリノ×2源色」のチームが受賞しました。

今回の動画はすべて西原町公式動画「さわふじチャンネル」で公開し、町のPR動画として活用しています。ぜひご覧ください。



グランプリを受賞した「フタリノ×2源色」(左から3名)

子どもたちの安全・安心のため、 協定を締結



子どもを対象にした犯罪の被害防止を図るため、浦添警察署と西原町教育委員会、浦添市教育委員会との間で「子どもを犯罪から守る学校ゆいまーる制度」協定を結ぶことになり、協定書の調印式が2月25日に浦添警察署で行われました。

本協定は、浦添警察署と教育委員会、町立幼稚園と小中学校の連携強化を目的としており、子どもたちへの声かけやつきまといなどを犯罪前兆事案として位置づけ、情報交換や相互連絡などに取り組むものです。

協定の締結にあたり、平良英喜署長は「関係機関と連携し、子どもたちを対象にした事件、事故を未然に防ぎ、安全を守りたい」とあいさつしました。また小橋川明教育長は「これまででも個々の事案に対して対策を講じてきたが、このたび体制が確立し、組織的な対応が取れる」と、連携の効果が期待を寄せました。

水道週間の作文と標語の表彰式

水道について理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善、水道事業の発展に資することを目的として「第55回水道週間」の関連事業として実施された、「平成25年度西原町水道週間作文・標語表彰式」が、2月25日に西原町役場で行われました。作文・標語の募集は、町立小学校に通う4年生を対象に行われ、それぞれの部門で1名が最優秀賞、3名が優秀賞を受賞しました。

式にあたって上間明町長は「作文や標語を考える際に、水の尊さや大切さを感じてくれたと思う。その思いを、学校や家庭で広く知らしめてほしい」と、受賞者を激励しました。受賞者は、以下の通りです



【作文の部】

- 最優秀賞：古見優凧(西原小)
- 優秀賞：小橋川菜摘(西原小)
- 金城和葉(西原東小)
- 根間汰唯雅(西原南小)

【標語の部】

- 最優秀賞：佐事妃菜(西原南小)
- 優秀賞：玉城佑香(坂田小)
- 吉長愛華(西原小)
- 半仁田智哉(西原東小)

(敬称略)

西原町役場新庁舎(庁舎等複合施設)の 完成までの歩み



平成24年9月

上間町長、儀間信子議長などが出席し、建設工事の安全祈願祭を挙行。工事の安全を祈願しました。



平成25年3月

この施設は防災拠点となるため、免震構造を採用しています。写真は取り付けられた免震装置で、この上部に1階部分の基礎が作られました。



平成25年9月

壁面の一部には花ブロック(穴あきコンクリートブロック)を採用。夏場の強い日差しや視線を適度に遮り、採光や通風を確保する建材で、今回は町産の花ブロックを使っています。



平成26年3月

完成間近の西原町役場新庁舎。
間もなく全容が明らかになります！



平成23年1月

西原町庁舎等複合施設検討委員会の答申を受け、基本設計の業務が完了しました。



平成24年10月

磁気探査で不発弾の探査を行いました。5インチ艦砲弾1発が確認され、自衛隊の不発弾処理隊によって無事撤去されました。



平成25年7月

この施設には、町民の文化・芸能活動の創造、発表、鑑賞の場となるさわふじ未来ホールが建てられています。写真は、建設中のホールのステージです。



平成26年1月

7月から制作していた壁面レリーフが完成しました。壁面レリーフのテーマは“夢想”。製作者は本町に縁のあるアーティストのゴヤフリオさんです。

西原町役場新庁舎(庁舎等複合施設)の建設事業を、ブログで発信してきました。だんだんと完成していく工事のようすを振り返ることができます。ぜひブログもご覧ください。

西原町 庁舎建設ブログ

いよいよ!! 西原町役場新庁舎 (さわふじ未来ホール・西原町保健センター・防災センター)

運用スタートが目前に迫る!!

新庁舎での業務は
平成26年5月7日(水)からです

西原町役場

新しい庁舎を見学しよう!

～ 西原町役場新庁舎見学会 ～

5月7日の本格運用に先立って、下記の日程で施設の見学会を実施します。

本施設は町民から広く親しまれ、永く愛される魅力ある施設を目指して建てられました。併設された保健センターやさわふじ未来ホールは、町民のみなさんも多種多様な利用が可能です。ピカピカの建物はもちろん、議場や防災センターなど、普段は見る機会のないところも見学できます。多くのみなさんの来庁をお待ちしています。



新しい庁舎の町議会議場

開催日時 4月26日(土) 13:00～16:00
4月27日(日) 10:00～16:00

- 見学の際は、職員の指示に従ってください。
- お子さま連れの方は、子どもから目を離さないようご注意ください。

【お問い合わせ】 総務部総務課 ☎945-5011
プロジェクト推進室 ☎945-5029

新庁舎へのアクセス



西原町役場の新しい庁舎の場所は、西原町立図書館の隣、西原町中央公民館や西原町社会福祉センターの向かいです。

住所 〒903-0220 西原町字与那城 140番地の1

バスのアクセス

- 【那覇バス】 系統番号33番・46番(糸満西原線)「西原中央公民館前」下車目の前
- 【東陽バス】 系統番号30番(泡瀬東線)「西原」下車、徒歩約10分(約750m)

戸籍の届出について

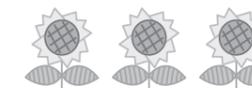
戸籍の届出(婚姻、離婚、出生、死亡等)は24時間受け付けています。このたびの庁舎移転に伴う受付の場所、時間は以下のとおりです。

平成26年5月7日(水) AM 8:30からは新庁舎での受付です。

【お問い合わせ】 総務部町民生活課 戸籍係 ☎945-5012



介護保険に関するお知らせ



介護保険料とは？

介護保険とは、介護を必要とする方が安心して生活できるよう、社会全体で支える制度です。その介護保険制度の財源として、40歳以上の方が納める保険料が、介護保険料です。(任意保険ではありません)

- ① 40歳から64歳までは第2号被保険者として、加入している医療保険料と合わせて納付します。
- ② 65歳以上になりますと第1号被保険者として、所得に応じて保険料(所得段階別の金額)が決定します。

65歳以上の方へ、「介護保険料の納付方法」のお知らせ

介護保険料の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」の2種類あり、年金受給額によって決定します。福祉部介護支援課からの通知に記載されている方法での納付になります。ご了承ください。(納付方法を選択することはできません)

【1 普通徴収】金融機関窓口での納付書払(もしくは口座振替)で納めます。

- (1) 対象: ① 年間の年金額が18万円未満の方
② 年度途中で65歳になった方・年度途中で西原町に転入した方
- (2) 納期: 年8回(7月～2月)

普通徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	※	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※

※2～3月に②の対象になった方は、3～4月に納付します。

【2 特別徴収】年金天引で納めます。

- (1) 対象: ① 年間の年金額が18万円以上の方
- (2) 納期: 年6回(年金支給月) ※特別徴収に切り替わるのは、4月と10月の年2回です。

特別徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1期	-	2期	-	3期	-	4期	-	5期	-	6期	-

普通徴収の方へ

- ① 普通徴収で納付する方の介護保険料に関しては、前年の所得確定後の7月に納入通知書を送付します。
- ② 送付された納入通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていない方は、今年度は特別徴収への切り替えはありません。

特別徴収の方へ

- ① 特別徴収で納付する方の介護保険料は「4月、6月、8月(仮徴収期)」と「10月、12月、2月(本徴収期)」に区別され、前年の所得確定前の4月、6月の介護保険料については今年2月の保険料額と同額になります。
- ② 前年の所得に基づいて保険料額が確定した後の8月以降の介護保険料については、年間保険料からすでに仮徴収として納付済みの4月、6月分の金額を差し引いた残りの金額を振り分けて納付します。

「納付方法変更」のお知らせ

年度途中で65歳になった方、年度途中で西原町に転入した方は、当初は普通徴収となります。その後おおむね6か月から1年で、普通徴収から特別徴収に切り替わります。

特別徴収の方で年度途中で保険料額が増額になった場合、増額は普通徴収での納付になります。

以下の場合、一時的に普通徴収に切り替わります。

- (1) 年度途中で保険料額が減額になった場合や、年金支給額が変更になった場合
- (2) 年金の現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認が取れない場合
- (3) 年金受給権を担保にした場合
- (4) 年金をもらっていない場合

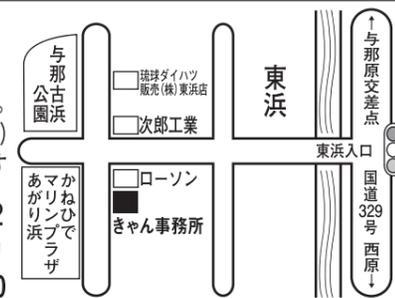
お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地 2
代表司法書士 喜屋武 力
TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00



ゴールデンウィークのごみ回収について



ゴールデンウィーク期間中のごみ回収については、次の日程で実施しますのでご注意ください。引き続きごみの減量化、リサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。



	4月29日(火) 昭和の日	4月30日(水)	5月1日(木)	5月2日(金)	5月3日(土) 憲法記念日	5月4日(日) みどりの日	5月5日(月) こどもの日	5月6日(火) 振替休日
もえるごみ	通常どおり		通常どおり	通常どおり				通常どおり
もえないごみ		通常どおり			通常どおり			
危険ごみ		通常どおり			通常どおり		休 み	
粗大ごみ		通常どおり			通常どおり			
資源ごみ	休 み	通常どおり	通常どおり	通常どおり				休 み

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです。

1. 平成26・27年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度は、年々増加する医療費の動向を踏まえて2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率は、据え置きとすることが決定されました。

また保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

高齢者のみなさまにはご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成26・27年度保険料率

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

(平成20年度より据え置き)

保険料賦課限度額

平成26年度(改正後)	平成25年度(改正前)	前年度比
57万円	55万円	+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日開催の「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において可決されました。(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

2. 平成26年度より長寿健診の検査項目に①腹囲測定と②心電図検査が追加されます

健診内容

基本的な健診の項目	診察	問診、身長、体重、血圧、身体診察 BMI(肥満指数)、 腹囲 ①追加
	脂質	中性脂肪、LDL-コレステロール HDL-コレステロール
	肝機能	GOT、GPT、γ-GTP
	代謝系	空腹時血糖、尿糖、ヘモグロビンA1c
	腎機能	尿蛋白
追加健診の項目		尿潜血、尿酸、血清クレアチニン
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数、色素量、ヘマトクリット値
	心電図検査 ②追加	

※②心電図検査は医師の診断により検査が必要な場合のみです!

保険料に関するお問い合わせ 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 963-8012
長寿健診に関するお問い合わせ 沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 963-8013

特定保健指導をご存知ですか？

特定健診・特定保健指導の目的

特定健診・特定保健指導では、**内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）**に着目し、その要因となっている**生活習慣を改善するための保健指導**を行います。それにより、**糖尿病などの生活習慣病をお持ちの方または予備群を減少させること（発症の予防）**が目的です。

特定保健指導の対象者

健康への第一歩は健診です！
心よりお待ちしております！



ステップ 1

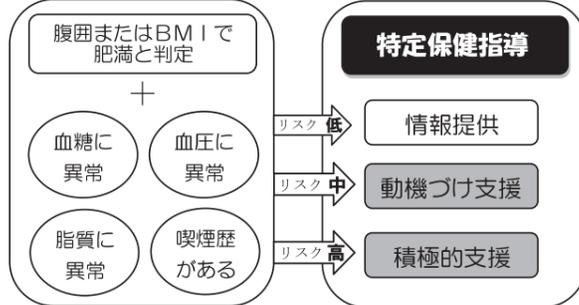
まずは、特定健診を受診する

- 西原町が発行する国民健康保険証と一体になっている「特定健診受診券」を使い、特定健診を受診します。詳細については、20ページの中央、または「西原町の健診総合ガイド」をご覧ください。

ステップ 2

対象者の選定

※ 該当項目の数が多ければ糖尿病や心筋梗塞などのリスクが高くなります。



リスクが高いということは、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞を起こしやすくなっている危険な状態です。今回の健診をチャンスにして、私たちと生活習慣改善に取り組んでいきましょう。



ステップ 3

保健指導の開始

✓ 動機づけ支援

生活習慣を見直すなら今がチャンス！

健診結果を返しながらか面接を行い、自分の生活習慣をどう改善すればよいのかを知ります。一緒に目標を立て、実際に行動にうつせるようサポートし、半年後に効果を確認します。

✓ 積極的支援

今すぐに生活習慣の改善を！

約6か月間にわたり、自分が実践できる目標を立て、継続的に実行していけるようサポートし、半年後に効果を確認します。サポートは個人面接・電話・手紙など状況に合わせた対応が可能です。



運玉戦士(仮)
(ウインタマン)

健康のプロ 保健師・管理栄養士があなたの味方です

特定健診・特定保健指導は、生活習慣病を本気で防ぐ取り組みです！みなさまの健康のために、西原町の保健師・管理栄養士が、一生懸命お手伝いします。ぜひ、この機会に活用していただき、いつまでも健康で幸せな生活をお送りください。

お知らせ

- 国民健康保険加入者のみなさまの結果は、保険者である西原町役場へ届くことになっています。結果が届き次第、保健師または管理栄養士の方から、結果説明の日程調整のお電話を差し上げます。ご理解とご協力の方よろしくお願致します。
- 結果の内容によってはそのまま郵送する場合もあります。結果説明をご希望の場合には、お気軽にお問い合わせください。
- 国民健康保険以外に加入されているみなさまにつきましては、直接お手元に健診結果が届くと思います。結果説明をご希望の場合には、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

平成26年度 特定健診が始まります！

●受診する健診を確認しましょう●

年齢	20歳～39歳	40歳以上の方		
平成27年 4月1日時点	昭和50年4月2日～ 平成7年4月1日生まれ	昭和50年4月1日以前生まれ		
加入している保険	全ての医療保険	西原町 国民健康保険	長寿医療保険 (75歳以上)	国保・長寿医療保険以外 (社会保険加入者など)
受診券の送付	対象者には、3月中に個別送付しています。 (職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません。)	国民健康保険証と一体型になっている受診券を、3月中に個別送付または保険証の窓口切替時にお渡しします。	対象者には、3月中に個別送付しています。	対象者には、がん検診の受診券を3月中に個別送付しています。 (職場等で検診の機会があると思われる方には、受診券は送付していません。)
健診内容	〈内容〉特定健診と同様 (診察・採血・尿検査など) ※がん検診(胃・肺・大腸)は検診費用の助成がありません。受診希望者は、全額自己負担での受診となります。	〈内容〉特定健診・長寿健診(診察・採血・尿検査など) がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉 以下の①～③のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。 ①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) ※がん検診(胃・肺・大腸)も受診可能 自己負担額…特定健診・長寿健診：無料 がん検診：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ※70歳以上・生活保護受給者の方は、集団健診のみ、がん検診の料金が免除されます。生活保護受給者は、被保護証明書を健診会場の受付へ提示してください。	〈内容〉特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉 以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。	〈内容〉特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方、受診期間が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 がん検診(胃・肺・大腸) 〈受け方〉 以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。
受け方	以下の①～②のうち、 <u>いずれか1つを受診</u> してください。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：1,300円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：1,900円	①集団健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) ※一部の指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能 自己負担額…特定健診・長寿健診：無料 がん検診：医療機関によって異なります。 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：12,600円 ※消費税増税により人間ドック費用が上がるため、自己負担額が300円(役場補助額は440円)上がります。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。
自己負担額	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：1,300円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：1,900円	①集団健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：12,600円 ※消費税増税により人間ドック費用が上がるため、自己負担額が300円(役場補助額は440円)上がります。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。	①集団健診(中央公民館で受ける⇒土曜、日曜の健診のみ予約受付あり) 自己負担額：胃 900円、肺 200円、大腸 500円 ②個別健診(指定医療機関で受ける⇒要予約) 自己負担額：医療機関によって異なります。
健診日程及び健診期間	①集団健診 下記の「平成26年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 H26.4/1～H27.3/31	①集団健診 下記の「平成26年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 H26.4/1～H27.3/31 ③人間ドック H26.4/1～H27.3/31	①集団健診 下記の「平成26年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診 H26.4/1～H27.3/31 ③人間ドック H26.4/1～H27.3/31	①集団健診 下記の「平成26年度 集団健診日程」を参照 ②個別健診(がん検診のみ) H26.4/1～H27.3/31
※詳しい日程、指定医療機関については、受診券と一緒に送付される「西原町の健診総合ガイド」をご覧ください。福祉部健康推進課へお問い合わせください。				

健診会場：西原町役場新庁舎（保健センター）

平成26年度 集団健診日程 受付時間：8:00～10:00

月日	曜日	対象行政区	月日	曜日	対象行政区
6月4日	水	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苅、小那覇	7月18日	金	棚原、徳佐田、森川、千原、上原、西原台団地、津花波
6月9日	月	小波津、小波津団地、西原ハイツ、池田、西原団地	7月30日	水	兼久、与那城、我謝
6月20日	金	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	8月30日	土	まだ健診を受けていない、全行政区の方が対象です。
6月29日	日	全行政区	10月26日	日	
7月11日	金	幸地、幸地ハイツ、幸地高層住宅、坂田高層住宅、坂田	12月7日	日	



狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。
生後91日以上の子犬を飼っている家庭は必ず登録を行い、予防注射を受けさせてください。



1. 日程

	日にち	受付時間	場所
第1回	4月20日(日)	9:00~12:00	西原町民体育館(玄関前ピロティー内)
		13:30~16:30	西原町中央公民館 駐車場
第2回	5月25日(日)	9:00~12:00	西原町民体育館(玄関前ピロティー内)
		13:00~16:00	西原町中央公民館 駐車場
第3回	6月22日(日)	(12時から13時は昼休みのため、受け付けません。)	西原町中央公民館 駐車場

2. 注射を受ける際の注意事項

- 1か月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- リード、首輪が抜けられないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかり制驭できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。
- 予防接種後2~3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿は済ませてきてください。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてきてください。
- 首輪に鑑札が付いているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。

3. 料金

- ・予防注射 3,200円(注射済票交付のみの方は550円)
- ・新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は、1,600円)

注意事項

- ①登録している方は予防注射のみの料金となります。また平成26年4月1日以降に、すでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの交付となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③おつりのないようにご協力をお願いします。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係
☎945-5018

国民健康保険加入者以外(社会保険加入者など)の受診券について

平成26年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★子宮がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、



職場健診などの
受診機会がない方

例えば…

- ・国民健康保険に加入している方
- ・家族の扶養に入っている方
- ・仕事に就いているが、職場での健診機会がない方 等

職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券が送付されません。しかし、受診を希望する方は、加入している健康保険の種別に関係なく上記の健診が受診できます。お手数ですが、受診を希望する方は福祉部健康推進課までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 電話 945-4791

3月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
4月10日	木	3歳児健診	H22.11.16生まれ~H22.12.12生まれ	西原町中央公民館	13:30 ~ 14:15
4月13日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00 ~
4月17日	木	1歳半健診	H24.8.8生まれ~H24.8.31生まれ	西原町中央公民館	13:30 ~ 14:15
4月21日	月	集団予防接種(BCG)	生後3ヶ月~1歳未満(標準接種期間:生後5ヶ月~8ヶ月)	沖縄県総合保健協会	15:30 ~ 16:00
4月22日	火	ベビースクールI	H25.10.3生まれ~H25.11.2生まれ	西原町中央公民館	13:30 ~
5月8日	木	3歳児健診	H22.12.13生まれ~H23.1.7生まれ	西原町中央公民館	13:30 ~ 14:15
5月11日	日	乳児一般健診(午前)	H25.6.22生まれ~H25.7.29生まれ	社会福祉センター	9:00 ~ 10:30
5月11日	日	乳児一般健診(午後)	H25.12.25生まれ~H26.1.19生まれ	社会福祉センター	13:00 ~ 14:30
5月11日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00 ~

平成26年度

あがりティーダ&ナイトウォーキング



西原町民はもちろん、町外の方でも無料で参加できるウォーキング教室です。
お子さまの参加もOK!ご家族みなさんでご参加ください♪



あがりティーダ(朝) 第2日曜日		ナイト(夕方~夜) 第2火曜日
平成26年 4月13日/5月11日/11月9日/12月14日 平成27年 1月11日/2月8日/3月8日	開催日	平成26年 6月10日/7月8日/8月12日/10月14日
8:00~10:00	時間	19:00~21:00
あがりティーダ公園	集合場所	西原町民陸上競技場

【注意事項】

1. 参加する際は、自己の体調管理に十分ご注意ください。
2. 飲み物は各自で準備して水分補給に努めてください。
3. 少雨決行しますが、雷・大雨・荒天時は中止となります。
4. ペットの連れ込みは禁止です。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791



4月に入り、暖かく過ごしやすい季節となりました。特にこの時期は、進学、就職、異動など環境の変化が多く、ストレスがたまりやすい時期でもあります。体を動かすことで、こころや身体をリフレッシュをしてはいかがでしょうか?今回は、運動することでどのような効果が得られるのか、少しお話ししたいと思います。

健康と運動

日常生活の中でほどよい運動を習慣的に行うことで、身体にいろいろな効果がもたらされます!!

運動の効果

血圧低下	適切な運動を続けると、約10週後には血圧が5~10mmHg下がるといわれています。
糖尿病の改善	インスリンの働きがよくなり、血糖値が高くなるのを抑えます。
脂質異常症の改善	中性脂肪を減らし、HDL コレステロール(善玉コレステロール)を増やします。
肥満解消	消費エネルギーが増え、身体に蓄えられた余分な脂肪が燃焼されます。
ストレス解消	交感神経の緊張を和らげ、気分をリフレッシュすることで、精神的ストレスの解消に役立ちます。

西原町では毎月1回、あがりティーダ(& ナイト)ウォーキングを実施しています。
今月は、
4月13日(日)
8:00~10:00



※持病をお持ちの方や運動制限がある方は、運動を始める前に主治医に相談しましょう。

運動を続けていくコツ!!

▽よくばらない!!

今まで運動習慣がない人が、いきなり「毎日1時間歩こう!」というのは、目標が達成できず中断しがちに…。よくばらず、まずは「1日10分でも多く歩こう」など、できることから実践してみましょう。

▽運動ができない日の代替案を準備しておく

よく「運動はしていたけど、雨が続いて自然と歩かなくなっちゃった」という方がいます。そんな方は、運動ができなかったときの代わりに「ストレッチをする」など、代替案を準備しましょう。

運動がいいのは分かってるんだけど、なかなか続けられない。どうしたらいいの?



その他にも、以下のような方法で運動習慣を身につけましょう!

▽万歩計をつける

万歩計を付けて毎日の歩数を計測することで、1日の歩数が確認でき、日常生活の活動を意識することができます。

▽日常生活の中で、カロリーを消費する

屋内の掃除(家事)や、屋外の掃除(草むしり等)でも、十分にカロリー消費が期待できます。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込について

4月11日（前後する場合があります）は児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込日です。今回振り込まれる手当は平成25年12月分から平成26年3月分の手当となっています。通帳に記帳の上、ご確認ください。振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振込ができなくなりますので早めにご連絡ください。

○児童扶養手当（全部支給）月額 41,140円
 （一部支給）月額 41,130円～9,710円
 ○特別児童扶養手当（1級）月額 50,050円
 （2級）月額 33,300円

※ 児童2人目については5,000円の加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額の変更について 平成26年4月分（平成26年8月振込分）からの手当額が下記のとおり変更されることになります。

		変更前 平成25年10月分～ 平成26年3月分	変更後 平成26年4月～▲0.3%
児童扶養手当	（全部支給）	41,140円	41,020円（▲120円）
	（一部支給）	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円（▲120円～▲30円）
特別児童扶養手当	（1級）	50,050円	49,900円（▲150円）
	（2級）	33,330円	33,230円（▲100円）
変更後、最初の振込月			平成26年8月

（特別）児童扶養手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられていますが、平成12年度から14年度までの間、物価下落時に年金と合わせた特例措置により手当額が据え置かれたことで、平成25年度において手当額が1.7%かさ上げされた特例水準で算定されていました。

今回、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正により、平成27年4月までに段階的に解消されることになっています。今後の手当額変更についても、分かり次第お知らせしますので、ご了承ください。

お問い合わせ
 福祉部福祉課 子育て支援係
 ☎945-5311

西原町 じどうかんファミリークラブ会員募集!!

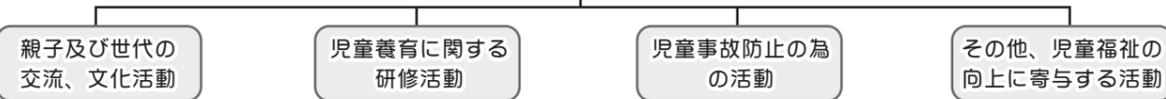
☆ 児童館とは？

児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか？
 児童館は、子どもたちの健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中学・高校生まで利用できます。（安全上の理由から、5歳以下のお子さんは保護者同伴になります）また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。
 ※ 幼稚園4歳児クラスのお子さまは、5歳になっても保護者同伴です。

☆ ファミリークラブとは

『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動を一緒にできる方なら、誰でも入会できます。
 ＊ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、好きなところに登録できます。

ファミリークラブの4つの柱



会員になるには？ → お近くの児童館で入会できます。（随時、会員募集中）**手続きされた**児童館のファミリークラブの会員になれます。会費は無料です。（※材料費など実費がかかります。）

西原児童館 945-4393	西原東児童館 944-0976	坂田児童館 944-6308
マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 水曜日 10:30～11:30	マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 金曜日 10:30～11:30	マミーキッズ（乳幼児の親子対象） 水曜日 10:30～11:30
わははクラブ（小学生～一般対象） 毎月1回	わははクラブ（小学生～一般対象）毎月1回 おはなしクラブ（小学生～一般対象） 毎月1回	わははクラブ（小学生～一般対象） 毎月1回

主な活動内容

- * クラブ全体…文化・生活向上のための講座 世代交流会 交通安全マスコット作りなど
- * マミーキッズ…親子体操 リトミック（講師がきます） 3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など
- * わははクラブ…地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど
- * おはなしクラブ…おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

※曜日が変更になることがあるので、各児童館にお問い合わせください

保育所へ入所されたみなさまへ ～保育料についてのお知らせ～

公立・各認可保育園に入所されたみなさまへ、保育料についてのお知らせです。

4月からの保育料は、1月から2月の間に提出していただいた源泉徴収票や確定申告書に基づき算定を行っていますが、**あくまでも仮算定**となっています。

毎年6月の住民税確定に伴い、保育料の見直し（本算定）を行います。仮算定保育料と本算定保育料に相違があった場合、4月にさかのぼり保育料の変更が生じる場合があります。

右記に該当する方は、保育料変更の対象となる場合がありますので、予めご了承ください。なお、保育料が変更となる方に対しては、再算定後に変更通知を送付予定です。

◆保育料変更の可能性がある世帯◆

- ☆源泉徴収票及び確定申告書が未提出の方
- ☆提出していない源泉徴収票がある方（複数の会社等から収入がある方など）
- ☆源泉徴収票の記載額等に誤りがある方
- ☆不動産所得等、源泉徴収票に記載されていない事実があり、確定申告した方
- ☆源泉徴収票を提出後、修正申告した方
- ☆その他、提出した源泉徴収票と申告した金額が異なる方

お問い合わせ 福祉部福祉課保育所係 ☎945-5311

病後児保育事業 子どもの急な発熱！でも仕事を休めない…。そんな時のために、登録を行っておくと安心です。

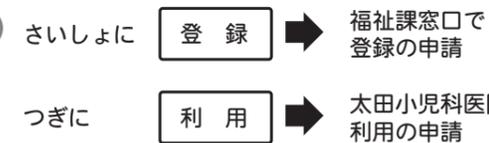
4月より新たに利用登録申請が必要です！

☆利用方法

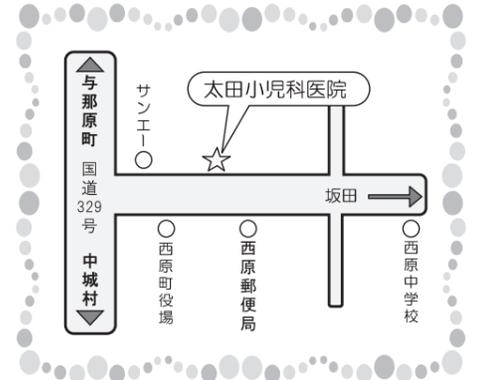
利用には、**年度ごとに登録の申請が必要です。**

- ※ 事前に福祉部福祉課の窓口で、登録の申請を行ってください。
- ※ 利用時は、利用申請書を直接、病院へ提出しご利用ください。
- ※ 申請書は、福祉部福祉課窓口で配布しています。

☆利用例



- ★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課で行ってください。
- ★登録は、年度ごとに必要です。
- ★病院で当日の登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課で申請が必要です。



☆実施施設
 医療法人ひまわり会 太田小児科医院
 西原町字小橋川164番地の2
 電話 946-5081

☆対象児童

- 西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者
- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
 - ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)。

☆利用料金

- ①保育料 2,000円（1人あたり日額）
 - ②食費 500円（半日利用の場合、保育料は半額になります。）
- ※ ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除（1,000円）※半日の場合は半額
 - (2) 生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半～5時半まで			8時半～12時まで	8時半～5時半まで	8時半～3時半まで	×
午後				×			

お問い合わせ 福祉部福祉部 福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

平成26年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

- 1. 対象者** 町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者
 (1) 生活保護を受けている者【(要保護世帯)として認定します】
 (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者【(準要保護世帯)として認定します】
 具体的には、平成25年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】	世帯	家族構成	総所得額
	2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
	3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額はだいたいの目安です。 ※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。
 所得 = 所得税法上の所得の合算額 - 所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

- 2. 援助項目** 学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等
 ※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

- 3. 申請方法** 補助対象者で就学援助を希望する方は、次の要領で学校に申請してください。
【受付期間】 平成26年4月21日(月)～5月23日(金)
【提出書類】 ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布) ②住民票謄本(続柄の記載されているもの)一部 ③平成26年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員) ④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)
 ※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意しない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください)
 ※平成26年1月1日現在で西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がないため、後日、課税証明書の提出を求めます。
【提出先】 就学先の小・中学校

- 4. 追加申請について** 上記の受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。
 ただし、受付月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。
【追加受付期間】 要保護(生活保護を受けている方) 平成27年3月末日まで
 準要保護(要保護以外の方) 平成26年12月26日(金)まで

お問い合わせ 各小・中学校または教育委員会教育総務課 ☎945-5039 (内線513)

平成26年度 西原町中学生海外短期留学の参加者募集

【目的】 本町の中学生を海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に活躍する青少年の育成を目指す。

【方針】 派遣人数は8名以内とする。費用は全額保護者負担となりますが、費用の8割を西原町が補助します。平成25年度要保護・準要保護概要者は、費用の10割を補助します。

※ 応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

【応募資格】 西原町に在住する中学生(就学のため、一時的に町外に転出している者を含む)

- ・英語に対する興味、関心、意欲のある生徒で、英検3級程度の実力を有する者。
- ・心身ともに健康で、1か月程度の海外生活に耐えうる者。

- ・友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている者。
- ・留学前の事前研修、事後研修のすべてに参加できる者。
- ・これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者。
- ・事業参加後、帰国報告会に参加できる者。
- ・保護者の同意が得られる者。
- ・町税、学校給食費、学級費等を滞納していないこと。

【派遣先】 アメリカ合衆国

【派遣期間】 夏休み期間中の30日間程度

【応募方法】 ①募集期間 4月10日(木)～4月24日(木)
 ②提出書類 申込書・英文申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)

※ 西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。

お問い合わせ 教育委員会教育部 教育総務課 ☎945-5039 (内線512)

国民年金学生免除のお知らせ

学生のみなさん！ 学生免除の手続きはお済みですか？



学生の方で、本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予して10年以内は納付(追納)ができる学生納付特例制度があります。

対象者

学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方

持ってくる物

年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)または在学証明書
 ※代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成25年度において学生納付特例制度が認定されている方で、平成26年度も引き続き在学される方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、初めて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、福祉部福祉課窓口での申請手続きが必要です。



- 平成25年度(平成24年4月～平成25年3月)の学生免除受付期間は4月30日(水)までです。
- 3月に卒業後、厚生年金などに加入予定がない方で4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、7月31日(木)までに一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 年金係 TEL 945-5311 (内線121.123)

災害時要援護者台帳に登録された方へ

災害時要援護者台帳とは？

災害の時に自分の力だけでは避難等が難しい方(要援護者)が避難を支援していただく方(地域支援者)と一緒に登録するもので、災害の時に活用します。

要援護者として登録された方が心がけること

- 災害の時に自分の力だけでは避難等が難しい方(要援護者)が避難を支援していただく方(地域支援者)と一緒に登録するもので、災害の時に活用します。
- ①日頃から“自分の身は自分で守る”ことを意識しましょう。
 ※台帳に登録することによって災害時の支援を保証するものではありません。災害時に助けてくれると思っている地域支援者のみなさんも同じ被災者です。※地域支援者に登録されたからといって法的な責任や義務を負うものではありません。
 - ②地域との交流を持ち、自分が生活していることをアピールしましょう。
 - ③防災訓練への参加の呼びかけがある時は、できる限り参加しましょう。
 - ④災害に備えて自分のできることは、自分で行うよう心がけましょう。
 - ⑤災害が起こりそうな時、また、起こった時は、地域支援者へ自分から連絡するよう心がけましょう。
 - ⑥登録内容を変更する場合(変更があった場合)は福祉部福祉課へご連絡ください。



登録をご希望の方は…

登録するためには**申込み**が必要です。要援護者自身で申込みほか、家族からの申込みも可能です。(ただし、本人の同意と地域支援者が必要です。)
 申込みはいつでも受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 TEL 945-5311 FAX 944-6551

お知らせ

事業所専用もえるごみ処理券の販売について

西原町では条例の改正により、事業所専用もえるごみ処理券の販売を始めます。これまで事業所専用の特大のごみ袋はありましたが、事業系ごみの西原町指定のごみ袋等の使用の徹底を図るため、今回の条例の改正となりました。

このごみ処理券は縦140㎝以内、横95㎝以内の透明な袋に使用することができます。販売価格は1枚60円です。事業所のみならず、町指定のごみ袋もしくはごみ処理券の使用をお願いします。

なお、このごみ処理券は事業所専用です。家庭ごみには使用できませんのでご注意ください。

【問合せ】総務部町民生活課 ☎94515018

東崎工業地区の地区計画(案)の縦覧について

東崎工業地区(東崎工業団地)の約6.2haについて、工業団地としての整備の効果を持続することや、良好な工業団地の環境の創出と保全を図ることから、地区計画を定めるものです。つきましては、左記の日程で東崎工業地区の地区計画(案)の縦覧を行います。

【縦覧期間】4月(新聞及び西原町ホームページ)で掲載
【時間】9:00～17:00(土日、祝日を除く)
【縦覧場所】建設部都市整備課
【問合せ】建設部都市整備課 都市計画係 ☎94514496

認可外保育施設を開設したら、届出が必要です

認可外保育施設を設置した場合は、設置した日から1か月以内に県知事等への届出が義務付けられています。届出様式は県のホームページからダウンロードできるほか、福祉部福祉課でも配付しています。また、届出の提出は福祉部福祉課へ提出するようお願いいたします。

認可外保育施設設置について詳しいことやわからないことがありましたら、左記へまずはご相談ください。

※認可外保育施設とは？
保育を行うことを目的とする施設で、県知事が認可している認可保育所以外のものを総称した施設です。

【問合せ】福祉課保育係 ☎94515311

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会委員の募集について

西原町内の要支援・要介護認定を受けた在宅高齢者等の生活実態を明らかにし、高齢者保健福祉計画策定を行う上で広範囲な意見を反映させるため、「西原町高齢者保健福祉計画策定委員会」の一部委員を公募します。介護保険及び高齢者の保健・福祉に関心がある方を希望します。

【募集人員】1～2名(委員8名中)
【応募資格】西原町に住所を有する介護保険及び高齢者の保健福祉について関心がある方
【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、福祉部介護支援課に提出してください。(応募用紙は、介護支援課で配布しています)

西原町三世交代交流施設建設検討委員会の委員募集について

西原町三世交代交流施設を建設するにあたり、施設概要や運営内容等を検討する「西原町三世交代交流施設建設検討委員会」を設置するため、委員を公募します。西原町の子育て支援と伝統文化の発展に関心のある方を希望します。

※三世交代交流施設とは、地域とのふれあいや世代間交流を主とした活動と、町の伝統文化等を次世代へ受け継ぎ発展させていく場としての活用を予定しています。

【募集人員】2名
【応募資格】
・20歳以上(平成26年4月1日現在で、町内に1年以上在住している方)
・平日の10時から17時までの間の委員会に参加できる方

【任期】平成27年3月31日まで
【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、福祉部福祉課へ提出してください。
応募用紙は福祉部福祉課で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。
※応募多数の場合は書類選考になります。
【応募締切】4月30日(水)
【決定通知】本人に通知します。
【問合せ】福祉部福祉課 ☎94515311

土地家屋価格等縦覧帳簿縦覧のお知らせ

地方税法第416条第1項の規定により、平成26年度土地家屋価格等縦覧

帳簿について、左記のとおり縦覧に供します。

【縦覧できる方】西原町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者または代理人
【必要なもの】運転免許証等、本人と確認できるもの。代理人の場合は、納税者からの委任状と運転免許証等、代理人と確認できるものを持参
【縦覧期間】平成26年4月1日(火)～4月30日(水)(土日、祝日を除く)
8:30～17:15(昼休みを除く)
【縦覧場所】総務部税務課
【問合せ】総務部税務課 ☎94514729

西原町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました

西原町では平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の第8条に基づき、西原町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という)を策定しました。

【行動計画策定の背景】
新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。そのため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する町の基本方針や町が実施する措置等を示すための行動計画を策定しました。

※本計画は、町のホームページから閲覧することができます。
【問合せ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎94514791

組踊の立方(役者)募集

西原町文化協会では、7月に行われる西原町町民ホール(通称、さわふじ未来ホール)のこけら落としに、新作組踊「内間御鎮金丸」を上演します。

第12回「梅の香り」つた遊び大会のご案内(出場者募集について)

【日時】4月26日(土)18:00開演
【場所】小那覇児童公園特設会場(雨天時は西原町中央公民館)
【主催】「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・小那覇自治会
【出場者の申込】
【参加費】2,000円
【申込期間】3月17日(月)～4月12日(金)

【出場者数】15組。応募多数の場合は選考の上、出場者に通知
※申込用紙は小那覇公民館で配布しているほか、西原町ホームページからダウンロードできます。

【問合せ】申込み・小那覇公民館(字小那覇397番地) ☎FAX94610748

愛の贈りもの

西原町人財育成会へ、寄附をいただきました。暖かい心遣いに、深く感謝申し上げます。

○株式会社沖繩計測(代表取締役社長 玉城幸人)より、10万円の寄附をいただきました。
○城間ヨシ子さんより、故夫の正信さんの香典返しとして、5万円の寄附をいただきました。

西原町へのふるさと納税として、西原翼様より5千円の寄附がありました。
「平和・教育・文化・スポーツ振興の充実に関する事業」「健康・福祉の充実に関する事業」「都市基盤等、住環境整備のための事業」「自然環境保全のための事業」「産業の振興及び観光地づくりの充実に関する事業」の各事業に活用します。

町内相談機関

～悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください～

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応します。お気軽にご相談ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。
※予約優先
時間/10時～16時(12～13時を除く)
月/福祉相談【宮良律子】…生活のための手段や生活費に関する相談
火/障害福祉なんでも相談【儀間優子】…障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談
水/法律相談【垣花豊順(弁護士)】…法律に関するあらゆる相談
※相談時間:13時～16時
木/消費生活相談【大城恵美】…衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談
金/家族や子どもの悩み相談【金城功恵】…親子関係、不登校、いじめ、非行など家庭の相談や、家族にも言えない子どもの悩みなんでも相談
第1金曜/ひきこもり相談【サポートステーション那覇】…働きたいけど自信が持てず一歩を踏み出せない若者や家族の悩み相談
問 合 せ 西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822または945-3651 FAX946-6777

なんでも相談(窓口相談)

生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1・第3火曜日(相談日が祝日の場合は翌週) 10時～16時(12時～13時を除く)
相談員 上木律子
問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行ないます。

相談日時 月～金曜 8時30分～17時15分(12～13時を除く)
相談員 与那嶺力、座比久薫、佐久川弥生
問 合 せ 教育委員会内、教育相談室 ☎944-3603

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

※要電話受付
相談日時 基本は随時。ただし、第4火曜日は巡回相談を町役場で開設【10時～16時(12時～13時を除く)】
相談員 行政相談委員 大城 恵子 ☎946-6404
問 合 せ 総務部企画財政課 ☎945-5340

人権相談

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

※要電話受付
相談日時 随時
相談員 知花正、當眞信子、仲宗根好美、與那嶺等、伊礼キヨ、崎原菊江
問 合 せ 総務部総務課 ☎945-5011

法律相談

弁護士による法律に関する相談

相談日時 第3火曜日 14時～17時30分
相談員 弁護士 永吉盛元
問 合 せ 総務部総務課 ☎945-5011
※要事前予約

精神障害者相談

精神的なお悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金:9時～12時、14時～18時/水・土:9時～12時
相談員 医師 城間政州
問 合 せ 城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時
相談員 玉城、与那嶺、新垣
問 合 せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

介護保険適用住宅改修工事

支給額 最高18万円

和式便器→洋式便器 手すり・スロープ設置 和室→洋室

福祉用具専門相談員 福祉住環境コーディネーターのいるお店



株式会社 七色

下水道接続工事 助成金交付実績

西原町全体の約1/3の実績! 46件

ご契約頂いた皆さまに御礼申し上げます。

西原町下水道排水設備指定工事店 沖繩県知事許可(一般-21)第11573号 千903-0124 西原町呉屋69-2

946-4508



生涯学習だより

第216号

平成26年4月1日

生涯学習課 TEL.098-945-5036
中央公民館 TEL.098-945-3657
町民体育館 TEL.098-945-8095
坂田児童館 TEL.098-944-6308
西原児童館 TEL.098-945-4393
西原東児童館 TEL.098-944-0976

青少年健全育成ボランティア募集

西原町青少年健全育成協議会は、青少年の深夜はいかい防止、未青年者の飲酒・喫煙防止を目的に毎月、夜間巡回指導を実施しています。あなたの一声が青少年の非行防止、健全育成につながります。ご協力をお願いします。

毎月第3金曜日 21:15~23:00

場所 西原町役場に集合し、車両または徒歩で町内を巡回
備考 電灯等は各自で準備
お問い合わせ 西原町青少年健全育成協議会 TEL:098-945-5036

語学ボランティア募集

西原町では「海外移住者子弟研修生」として、海外に移住した方の子孫の受入を行っています。その研修期間中のサポートを担う、語学ボランティアを募集します。

研修生 アルゼンチン・ブラジル・ペルー出身
人数 各国1名(最大3名)
研修期間 6月~12月(予定)

お問い合わせ
教育部生涯学習課 (TEL:098-945-5036)



中央公民館からのお知らせ

5月の講座案内

いきいきシニア講座

文教大学

- 1.開催期間: 5月23日(金)~7月11日(金) 全8回
- 2.日時: 毎週金曜日 14:00~16:00
- 3.対象: おおむね60歳以上の町民及び町内在勤者(50人)

しまくとぅば講師養成講座

しまくとぅばを未来へつなげよう!

- 1.開催期間: 5月26日(月)~8月11日(月) 全10回
- 2.日時: 毎週月曜日 10:00~12:00
- 3.対象: 一般町民及び町内在勤者15人

※いずれも申込み: 5月7日(水)~21日(水)

定員に達し次第、締め切ります。

お問い合わせ: 西原町中央公民館 ☎945-4016

町民体育館からのお知らせ

☆☆西原町運動公園施設利用予定(大会)☆☆

☆☆西原町民体育館☆☆

4月20日(日) 平安杯 第59回全九州バレーボール総合選手権大会
第69回国体選手選考高校県予選大会

4月26日(土)・27日(日)・29日(火)
さわやか杯第50回全沖縄中学バレーボール選手権大会

☆☆西原町民陸上競技場☆☆

4月19日(土) 11:00 kick off
高円宮杯U-18サッカーリーグ2014プリンスリーグ九州
那覇西高校 VS FC KAGOSHIMA U-18

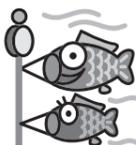
4月27日(日) 13:00 kick off
平成26年度 第42回九州サッカーリーグ2014
FC那覇 VS 七隈トンビーズ(福岡県)

坂田児童館: 098-944-6308

西原児童館: 098-945-4393

西原東児童館: 098-944-0976

16日(水)
マミーキッズスタートです。
毎週水曜日10:30~11:30
乳幼児の親子対象



こいのぼり集会
(日程調整中)
マミーキッズと
坂田幼稚園生対象

進級・進学おめでとう会
12日(土) 10:30~11:30
ゲームなどで交流します。

マミーキッズスタートします
16日(水) 毎週水曜日10:30~11:30
乳幼児の親子対象

こいのぼり掲揚式
30日(水) 時間調整中
マミーキッズ&西原幼稚園生対象

マミーキッズスタート 11日(金)
毎週金曜日10:30~11:30
乳幼児の親子募集中です!!



4月だよ!全員集合!レクあそび会♪
日時: 26日(土)14:00~16:00
対象: 小学生以上
※ 参加費無料

としまかん 図書館だより

第**114**号 西原町立図書館
TEL.944-4996 FAX.944-4997
http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



西原町立図書館カレンダー

4月 April						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

印は休館 印は館内整理日

平成26年1月の統計	
開館日数	21日
来館者数	10,970名
貸出点数	15,991点
1日平均貸出点数	727点

開館日
【火~金】10:00~19:00
【土・日】10:00~17:00

休館日
・定期休館日(毎週月曜日)
・館内整理日(第3木曜日)
・29日(昭和の日)

利用者カード、作りますか?

新年度がスタートしました。それに伴って、西原町内の企業などで勤務する方、町内の学校に進学する方は、西原町立図書館の利用者カードが作れるようになります。その際には、在勤証明書・在学証明書が必要となります。詳しいことには、お電話いただくか、またはカウンターにお問い合わせください。



こどもの読書週間

テーマ:「いつもいっしょ、本といっしょ」
~大型絵本展~

期間: 4月18日(金)~5月14日(水)

大きい絵本をみんなで見ると、もっともっと楽しくなるね。(o^o^)

子どもたちにもっと本を!との願いから、「こどもの読書週間」は1959年(昭和34年)に始まりました。小さいときから本を読む楽しさを知っていることは、子どもが大きくなるためにとても大切なことです。「こどもの読書週間」は、大人が本を子どもに手渡す週間でもあるのです。

図書館講演会

「今蘇る 琉球古典音楽の姿！」

~屋嘉比朝寄 工工四聲楽譜をつけて今に唄う~

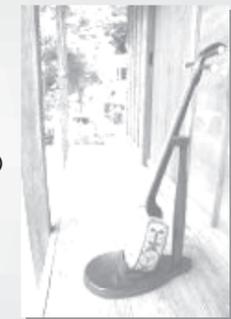
日時: 4月20日(日) 14:00~15:30

講師: 國吉清昂氏
(野村流伝音楽協会師範・湛水流伝保存協会師範)

場所: 西原町立図書館 2階集会室

定員: 50名(4月10日から申込受付開始。先着順)

講師略歴 昭和21年 久米島町(旧具志川村字仲村渠)生まれ
昭和45年 教職就任。平成19年 退職
野村流伝音楽協会師範・湛水流伝保存協会師範として活動のほか、王府おもしろ謡きゆる保存会会員、沖縄男声合唱団員でもある。現在、小波津団地自治会長も務める。
著書に「音楽譜附屋嘉比朝寄工工四 上・下巻」、「音楽譜附俗風工工四」がある。



♪おしゃべり熟女の絵画展♪

期間: 4月8日(火)~4月16日(水)

場所: エントランスホール

定期行事	紙芝居(第1、第3土曜日)	日時: 4月5日・19日 11:00	場所: おはなしのへや
	おはなし会(第2、第4日曜日)	日時: 4月13日・27日 15:00	
	英語DE遊ぼう!!(毎月第2、第4日曜日)	日時: 4月13日 11:00	場所: 2階集会室
	上映会(毎月第3日曜日)	日時: 4月20日 11:00 上映作品「やまねずみのロッキーチャック」	